

成績評価基準について

(大学院法務研究科設置申請書に基づく)

金沢大学大学院法務研究科における授業科目の成績は、講義・演習の別、成績判定の資料（定期試験、小テスト、レポート提出など）の態様に応じ、原則として以下に掲げる(1)から(4)により、統一基準に基づいて評価される。

(1) 金沢大学大学院法務研究科における試験および成績評価基準の考え方

① 出題の意図

試験は、金沢大学大学院法務研究科設置理念の目標の第ゼロに掲げられた「人間と社会に対する健全な関心と判断能力の涵養」を前提として設定された第一の教育目的である適切で迅速な「紛争解決」能力の養成の可否に関わることなので、試験問題は、その能力の達成度を測ることを目的とする。いいかえれば、法律家としての基礎知識を前提とした「健全な関心と判断能力」をいかに備えたかを総合的に評価する試験問題が出題される。

② 評価基準の基本的な考え

- A) 出題された問題の論点を正確に理解し、これを適切に表現しているか。
- B) それぞれの論点について、法的根拠となる条文を引用した上で、当該条文の適用に当たって解釈上問題となる点を分析し、それに関する主な裁判例の見解・主要な学説の見解について適切に言及しているか。
- C) 出題された問題に対する学生の法的処理の内容が、具体的妥当性を担保するものであるか。
- D) 学生の論述全体が論理的に構成され（法律用語の正確な使用等も含む）、法的思考の能力があると認められるか。

(2) 講義科目¹および演習科目²の成績評価

① 素点による評価

当該科目の開講年度におけるシラバス〔授業計画〕に記載された「評価の方法・割合」に従って、「学生の学習目標」への到達度を素点（100点満点）で厳正に評価する。

講義科目においては、評価は原則として筆記試験によるものとする。

演習科目においては、評価は原則として筆記試験及び授業参加（報告・発言内容）による総合評価により行う。

¹ 憲法(公法Ⅰ)、行政法(公法Ⅱ)、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、商法、民事訴訟法、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑事訴訟法、環境法、租税法、国際法適用論、消費者法、医事法、民事保全・執行法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、社会保障法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、経済法、国際私法、国際取引法、知的財産法、法曹倫理、法理学、日本法の歴史、西洋法の歴史、英米法、刑事政策、政治学、地方自治の現状と課題、公共政策論(政策法務)、紛争とその法的解決Ⅰ、紛争とその法的解決Ⅱ、法医学、現代法の諸問題

² 基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、憲法演習、行政法演習、公法総合演習、民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、商法演習、民事訴訟法演習、民事法総合演習Ⅰ、民事法総合演習Ⅱ、刑法演習、刑事訴訟法演習、刑事法総合演習、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎

② 成績評価

履修者の素点について、次のようにランク付けを行い、S～Cを合格とする。

ただし、S、Aについては、原則として以下の人数分布に収まるように調整する。(同点者がいる場合についてはこの限りではない。)ただし、履修者が6人に満たない場合は、以下の趣旨を尊重しつつ、人数分布の厳密な調整は要しないものとする。

S 90点以上、かつ履修者の10%以内(履修者が10人に満たない場合は1人以内)

A 80点以上、かつSも含めて履修者の3分の1以内

B 70点以上

C 60点以上70点未満

不可 60点未満(不合格・「評価された結果である」ことから、定期試験を受験し、成績評価基準に則って評価が行われた結果、合格とする水準に達しなかった場合。)

放棄 (不合格・定期試験を受験せず評価の対象となり得なかった場合、及び欠席回数等により評価の対象としない場合)

(3) 法学入門、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、インターンシップ、法教育演習の成績評価原則として当該科目の開講年度におけるシラバス〔授業計画〕に記載された「評価の方法・割合」に従い、「学生の学習目標」への到達度を総合的に評価して、合格または不合格の判定により行う。

(4) 成績評価における授業欠席回数等の取扱い

① 授業への出席は当然であり、次のいずれかの要件に該当する場合には成績評価を行わない。

ア 8回の授業科目は1回を、15回の授業科目は2回を、30回の授業科目は4回を、45回の授業科目は6回を超えて欠席した場合。ただし、親族に不幸があった場合や、欠席の理由を診断書その他の公的書類等により客観的に証明できる場合等、申請により研究科会議が認めた場合は例外として取り扱うことができる場合がある。

イ 総欠席回数が総授業回数の1/3を超えた場合。

② 集中講義科目については、その取扱いについて、研究科会議が認めた場合には成績評価を行うことがある。

③ 授業に遅刻した学生については、担当教員が、その回の授業内容を修得したものと認められないと判断した場合については欠席として取り扱う。